

平成二十六年十月二十八日受領
答 弁 第 三 二 二 号

内閣衆質一八七第三二号

平成二十六年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出復興予算の執行に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出復興予算の執行に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「前回答弁書」については、復興庁において起案し、同庁においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

二から四までについて

先の答弁書（平成二十六年十月十四日内閣衆質一八七第一五号）二から四までについてでお答えしたとおり、政府としては、復旧・復興事業を加速化するための措置を打ち出してきたところである。平成二十五年年度の復興関連予算については、地元との調整に時間を要したこと等により繰越し又は不用が発生しているものの、同年度の復興関連予算の不用率は平成二十四年度の復興関連予算の不用率と比べ減少しており、また、高台移転及び災害公営住宅の建設が進むとともに、福島県における避難指示解除への動きが始まるなど、復旧・復興事業は全体として着実に進んでいる。このように、政府としては、復興関連予算の円滑な執行に努めてきたところである。